

昭和42年3月20日



秋穂町広報

No. 83

人口と世帯数

(2月末)

人口	9794人
秋穂地区	6257人
大海地区	3537人
世帯数	2306戸
秋穂地区	1454戸
大海地区	852戸

昭和42年度一般会計予算額

(歳入)		(歳出)		(単位千円)			
款	予算額	款	予算額	本年度予算額の財源内訳			
				国支	県金	地方債	その他
1 町税	28.690	1 議会費	4.972				4.972
2 地方交付税	60.500	2 総務費	25.146		756		23.858
3 分担金及負担金	4.992	3 民生費	16.834	5.593		4.114	7.127
4 使用料及手数料	1.048	4 衛生費	2.465		170		1.535
5 国庫支出金	35.204	5 労働費	3.932	1.129			2.803
6 県支出金	5.665	6 農林水産業費	41.737	19.368	1,000	1,087	20.282
7 財産収入	192	7 商工費	2.550				2.550
8 寄付金	5.071	8 土木費	15.016	3,000	1,500	29	10.487
9 繰入金	3.200	9 消防費	1.032				1.032
10 繰越金	10,000	10 教育費	49.428	8,144	13,300	3,200	24.784
11 諸収入	4.258	11 災害復旧費	198		129		69
12 町債	20,700	12 公債費	12,524	2,520			10,004
		予備費	3,686				3,686
歳入合計	179,520	歳出合計	179,520	40,809	15,800	9,722	113,189

三月定例町議会が三月二日開かれ昭和四十二年度一般会計予算など七件の議案について審議、可決され八議

四十二年一般会計予算 壹億七千九百五拾貳万円

日終了しました。なお議会構成が次のとおり決まりました。

副議長 末貞 巖
総務委員長 緒方 保一
産業 赤瀬 純一
施設 若村弥次郎
監査委員 宮本千代治
消防委員 金子 勝吉
農業委員 富永 孝雄
若村弥次郎 時乘 一郎
田中 藤雄 江崎 泰

補正額 二、八四七
総額 一七五、〇三四
昭和四十二年秋穂町一般会計予算について
総額 一七九、五二〇
昭和四十二年秋穂町国民健康保険特別会計予算について
総額 二九、六八〇
昭和四十二年秋穂町国民宿舎特別会計予算について
総額 二一、九四〇

国民健康保険特別会計予算額

(歳入)		(歳出)		(単位千円)	
款	予算額	款	予算額		
1 国民健康保険税	12,215	1 総務費	3,260		
2 一部負担金	1	2 保険給付費	25,440		
4 使用料及手数料	10	3 保険施設費	740		
5 国庫支出金	15,249	5 公債費	15		
6 県支出金	68	6 諸支出金	2		
9 繰入金	1	7 予備費	223		
10 繰越金	2,000				
11 諸収入	136				
歳入合計	29,680	歳出合計	29,680		

◎決まった議案
○昭和四十一年度秋穂町一般会計補正予算(第四号)について

○秋穂町監査委員の同意について
○秋穂町議会の委員会に關する条例の一部を改正す

国民宿舎特別会計予算額

(歳入)		(歳出)		(単位千円)	
款	予算額	款	予算額		
5 使用料及手数料	20,110	1 休養施設費	18,323		
9 繰入金	10	2 公債費	3,024		
10 繰越金	10	休養施設建設費	0		
11 諸収入	1,810	予備費	593		
歳入合計	21,940	歳出合計	21,940		

る条例について
別表
一般会計歳入歳出予算額
国民健康保険特別会計
国民宿舎特別会計

山口県立山口高等学校
通信制生徒募集
1.資格
中学校卒業者又は同等以上の学力を有する者
2.出願期日
四月二十日まで
3.入学許可
書類選考による
4.出願書類の請求やくわしいことの間合わせ(返信用封筒同封のこと)
山口市糸米
山口高等学校通信制
電話山口③二九四八

〇 「とじこんで保存しよう」 〇

統一地方

選挙をひかえて

きたる四月には地方選挙が全国いっせいに行なわれ

四月十五日

県下では、昭和四十二年三月、四月、五月の三カ月

市町村の議会議員と長の選挙

間に任期が満了する県議会議員ならびに十八の市町村

秋穂町では県議会議員の選挙が四月十五日

の市町村長、三十の市町村の市町村議会議員の選挙が

町長の選挙が四月二十八日に行なわれます。

春は火災のシーズン

山火事を起さぬように注意しましょう。

毎年春さきになると火災の発生がふえています。

には特に注意が必要で

また山火事は二月―四月に一番多く発生していま

火災警報や異常乾燥注意報の出ているときは、火

春さきになると田畑の草

またなんの気なしに捨て

焼き、山林原野の火入れ

たタバコの吸いがらや、

がよくないとハイキングな

たき火の残火の不仕末で

どで山にはいる人たちが

火事になることが多いの

多くなり火を扱う機会が

私たちのひとりひとりが

ふえてきます。加えて、

よく注意すれば火事のほ

主政治の原理にもとづき、

村長は、住民の代表者とし

住民が選挙によって自分た

て向う四年間、それぞれの

ちの代表者を選び、その代

地方自治体の政治にたずさ

表者が住民に代って地方の

わることになるわけです。

政治、行政を処理するとい

その意味で、こんどの選挙

う、いわゆる代議政治のし

に際し行使されるあなたの

くみをとっています。従っ

一票は、きわめて重要な意

て地方政治を担当する代表

義をもっています。

者を選ぶ地方選挙は、地方

貴重な選挙権を正しく行

自治の出発点ともいうこと

使し明るく正しい一票を投

ができます。

ずることによって、真に代

こんどの地方選挙で選び

表者たるにふさわしい人物

出される議会の議員や市町

を選出したいものです。

!!ゆづり合う。

やさしい心に安全が!!

交通事故を無くしよう

!!ゆづり合う。

運転が大部分であり、行楽

期をひかえてじゅうぶん注

意して下さい。なお自動二

輪車に乗るときは必ずヘル

メットを着用しましょう。

○ 歩行者―交通事故の中

で歩行者や自転車に乗って

いた人も高い死亡率を示し

ています。警察では無免許

、酒酔い、スピード違反な

どの無謀運転を厳しく取り

締めています。歩行者も

(1) 道路横断するときは、少

しは遠回りになっても横

断歩道を渡り、信号のある

国保被保険者証の
検 認
受けないと
無効となります

現在使用中の国保被保険

者証は、三月三十一日限り

で有効期限がきれますので

被保険者の確認と有効期限

をさらに十二月三十一日ま

で延長するため、三月二十

五日から三十一日までの間

に被保険者証の検認を行いま

す。被保険者証は、婦人

会を通じ提出して頂く予定

にしておりますが、この検

認を受けたい被保険者証は

四月一日以降無効となり、

医療費も全額自己負担とな

りますから御注意の上、期

よう御準備願います。

また、検認期間中に受診

される場合には、被保険者

証にかわる証明書をお渡し

いたしますから町役場保険

年金課、又は町役場大海支

所に申し出下さい。

尚、転出入、社保加入離

脱などの異動があつて、ま

だ届出をされておられない

方は、三月三十一日までに

必ず届出をして下さい。



未請求者はありませんか

旧軍人、軍属等の短期在取年を有する者の恩給、扶助料の請求

42年6月30日で時効

旧軍人、軍属等の恩給は

昭和二十八年八月に復活し、その後旧軍人軍属等の実在取年の通算について、種々の改善措置がとられてきたが、これ等の恩給、扶助料のうち、昭和四十二年六月三十日を以つて恩給請求権の消滅時効が満了するものがある。次に略述した改正の経過を参照のうえこれに該当すると思われる方は積極的に町役場保険年金課にお申出のうえ、機を失することなく請求手続をされ、せっかくの権利を失うことのない様にご注意下さい。

社協だより

児童館の近況

昨年四月、天田地区にできました児童館は、開館以來一年近くを経過しましたが、関係者の御努力により施設の整備も進められ、現在二十九名の幼児が館の環境にもなれて、遊戯、音楽運動など健全な遊びと集団指導に毎日を楽しみ、喜んで通館しています。幼児を待たれる家庭の方々に大へん喜ばれて居ります。

この児童館は児童福祉法による児童厚生施設として児童に健全な遊びを与え、集団指導により児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設であります。児童館は町立でありますが秋穂町社会福祉協議会が委託をうけて管理運営をしています。児童館には概ね三才から五才までの幼児を指導対象とする幼児部と小学校低学年児童の放課後の指導を行

恩給、扶助料を受けている者には、この通算措置をしないこととし、さらにこの措置は普通恩給の最短期間（下士官兵十二年、将校十三年）をこえる場合、その在取年は算入されないなどの制限がありました。

等の制限が全面的に解除せられ、今までの恩給の基礎在取年に算入されなかった旧軍人等の短期在取年は、すべて算入した恩給、扶助料を給与することになりました。これが時効期間の満了が間近に迫った恩給（いわゆる通算改定）です。

すが、現在のところインフルエンザ以外には予防接種はありませんが、日頃から体に抵抗力をつけておくことがなにより大切です。かぜにかかりやすい乳幼児やお年寄りはなるべく人ごみに出ないようにし、人ごみや外出から帰ったときには、かならずウガイをしましょう。

みをなるべくさけましょう。体に抵抗力をつけるには過労をさけること。栄養をとることです。夜ふかしをさけ、あたたかくして十分に休むようにしましょう。かぜをひいたからといってあわててたくさん食べてもすぐ栄養にはなりません。ねにかたよらない食事をとることに力をつけておきましょう。

カゼの予防について

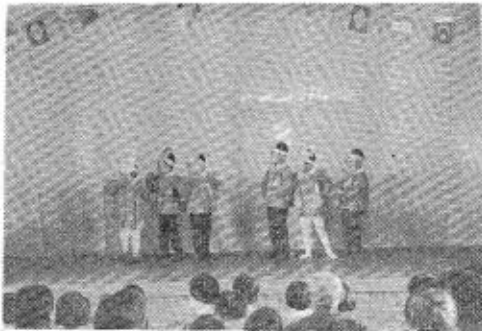


各地でインフルエンザやいろいろなカゼが流行しています。私たちの町でも、おたふくカゼ（耳下腺炎）

やその他のカゼにかかって学校を休んでいる人もかなり多くなっています。カゼは空気から感染しますが、特別なすりを使う必要はありません。水でも番茶でもよく、うすい食塩水ならなおよいでしょう。ウガイは、のどの汚れや口のなかのビールスを洗い流して効果的です。人ごみにはホコリやいろいろな菌がウヨウヨしています。そのうえ寒さや乾燥した空気は、のどを弱めています。カゼの流行しているときには人ご



(写真は三月三日行なわれた学習発表会)



なう児童部があります。幼児部については、四十二年度の申込を締切りましたが、まだ定員に余裕がありますから、就学前の幼児をお持ちの方で入館希望がありましたら社会福祉協議会（事務所は町役場内）へお知らせ下さい。

寄附のお礼

次のおり御寄附をいただきました。社会福祉協議会ではこれらの方々の深い御理解と御後援に厚く感謝し、それぞれ御趣旨にそって活用させていただきます。誠にありがとうございます。

- 一金五千円也 高木ヒサ殿
- 一金貳万円也 福江 勝殿
- 一金壹万円也 福島一臣殿
- 一金六百元也 福田雅二殿
- 一金五百円也 昭和39年度 秋中卒業生殿

身体障害者の自動車税及び 軽自動車税が減免されます。

五月一日は自動車税前期分と軽自動車税の納期限です。(四月三十日が日曜日のため、例年は四月三十日が納期限)

身体障害者のうち、下肢または体幹に障害があり、歩行が著しく困難な人が、所有し、しかも自ら運転する自動車及び軽自動車(どちらも事業用を除く)一台については、申請により自動車税、または軽自動車税が減免になります。

該当の方は次のものをも

記

- 一、印鑑
- 一、身体障害者手帳
- 一、運転免許証

つて、四月二十四日までに自分で、自動車税は県税事務所、軽自動車税は町役場税務課へそれぞれ申請して下さい。

○申請書は自動車税は県税事務所、軽自動車税は町役場税務課にありませう。

○四月二十四日を過ぎると減免できなくなります。

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の請求もれの方はありませんか

1. 児童扶養手当について

(1) 支給要件

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父が死亡した児童
- 父が重度の療疾の状態にある児童(国民年金法の一級程度)
- 父の生死が明らかでない児童
- その他前各号に準ずる状態にある児童
- 以上に該当し15才未満の児童

(2) 手当額(月額)

- 児童一人のときは1400円。二人のときは2100円。三人以上のときは2100円に。三人以上の一人につき400円加算されます。
- (3) (1)の支給要件該当者の所得制限

- (1)の支給要件に該当する母、若しくはその児童を扶養する者の所得が二四万円以上である場合、但し扶養する児童二人以上ある場合は一人当り四万円を加算した額
- (4) 扶養義務者の所得制限

但し、父又は母の死亡等について、国民年金その他の公的年金、これらの年金の加算の対象、階親に委託されている場合又は、労働基準法等による遺族補償を貰っている場合(六年間停止)支給されません。

一人増すごとに四八五〇円を加えた額。

2. 特別児童扶養手当について(従前の重度精神薄弱児扶養手当法)

(1) 支給要件

- 父又は母が、重度精神薄弱児を監護するとき又は父母がいないか、若しくは父母が監護しない場合において、当該重度精神薄弱児の父母以外の者が、その児童を養育するとき(生計同一であること)
- 以上に該当し二十才未満の者

但し、父又は母の死亡等について、国民年金その他の公的年金これらの加算の対象、里親に委託されている場合又は、労働基準法等による遺族補償を貰っている場合は(六年間停止)支給されません。

(2) 手当額

一四〇〇円に対象児童数を乗じて得た額

(3) 所得制限等は児童扶養手当法と同じ

該当すると思われる方は住民課へお問合せの上早く請求されるようお知らせします。

気軽にご利用下さい

乳幼児学級と保健相談

子どもは大人を小さくしたものではありません。子どもをよく理解しその上になつて正しい育児を行わなければなりません。育児には体の発育と精神の発育とがあり両者がともに正しい発育をすることが大切です。

正しい育児の学習の場種々の保健相談を毎月五日(土曜、日曜、祭日等は四日又は六日)の午後一時半より四時まで開催致しております。

子どもをおもちの母さん方が乳幼児学級に参加され学級生同志での話し合いや種々の問題をもちより母親としての知識を収得されることを強く願います。

聴覚障害者の福祉 社更正施設のお知らせ

今年三月に中学校を卒業される女子、又は卒業して在宅中の女子の方で、難聴、及び失聴に近い状態にあって、職業を身につけたいと思われ、施設に入所を希望される方を募集しています。希望者は、左記施設へお問合せ下さい。現在は女子部のみで、洋裁を職業科目としております。

記

山口市鑄銭司梅の木
身体障害者収容授産施設
南風荘授産所

です。

内容

◎乳幼児学級(公民館担当)

- (一)心の発達、眠、困った問題、あそび、ともだち、けんか、うそ、病気等子どもに関するあらゆる問題をとり上げて講話フィルムを使用しての学習をして戴きます。(精神の発育)
- ◎保健相談(保険年金課担当)
- 当)体重、身長、胸囲等の測定及び種々の育児相談を行います。(体の発育)

会場

秋穂町公民館

この催についてお気付があれば御遠慮なく町役場保険年金課又は町公民館にお寄せ下さい。

三月から毎月定期的に不用犬の引取りを行うことになりました。不用犬を持っておられる方は、毎月二十日(日曜、祭日又は雨天等の場合は翌日)の午前中に、町役場に御不用犬は毎月定期に引取ります

持参下さい。尚引取りを変更する場合は有線連絡します。

犬は登録と狂犬病の予防注射をうけ、よくつないで飼いまししょう。

詳しいことは保険年金課にお問合せ下さい。